

景観形成総合支援事業の概要

※ 現在、制度要綱及び補助金交付要綱を策定中であり、今後若干の変更がありえますことをご了承ください。

I. 事業の目的

景観法に基づく景観重要建造物又は景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を支援し、もって景観法の活用を通じた良好な景観形成による交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化を図る。

II. 事業の概要

1. 対象地域

以下の両方の条件を満たす地域。

- ・ 国土交通大臣が同意した、「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」(外客誘致法)に基づく外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域
- ・ 景観重要建造物又は景観重要樹木(いずれも確実に指定されると認められるものを含む)の存する地域

前者について、具体的には別表-1にある市町村のとおり(平成19年2月21日現在)。

2. 事業主体

市町村(特別区を含む)。

なお、下記(3)のとおり、間接補助により、景観整備機構その他の市町村以外の民間の団体又は個人の取組を支援することも可能。

3. 補助率

(1)市町村が補助を受け、自ら施行する場合(直接補助)

事業費(補助対象経費であるものに限る)の3分の1以内。

(2)市町村の補助を受け、景観整備機構その他の市町村以外の民間の団体又は個人が施行する場合(国は市町村に対して補助；間接補助)

事業費(補助対象経費であるものに限る)の3分の1以内、かつ、市町村の補助に要する費用の2分の1以内。

4. 事業期間

採択年度から3箇年度。

5. 対象事業

(1)景観形成・活用事業計画(以下、「事業計画」という。)の作成

(2)国土交通大臣が承認した事業計画に基づいてなされる以下の景観形成・活用事業の実施

①必須事業(本事業の実施に当たり、必ず実施する必要のある事業；次のいずれか)

- ア 景観重要建造物の修理、買取又は移設
- イ 景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置又は買取

②選択事業(必須事業と併せて行う必要のある事業)

- ア 景観重要建造物の外観修景
- イ 建築物及び工作物等に係る景観の阻害要因の解消
- ウ 良好な景観を活用し、交流人口の拡大を図る施設の整備
- エ 公共公益施設の高質化
- オ 良好な景観の形成及びその活用を推進する観点から行う各種活動

* 対象事業の詳細内容については、後述のⅢを参照のこと。

6. その他

(1) 事業の適用期間

平成 23 年度末までの 5 年間。

ただし、平成 23 年度末時点で事業実施中の地区については、当該地区の事業計画に定められた事業期間の最終年度末まで。

(2) 繰越

明許繰越が認められているところ。

(3) 地方債

地方負担(いわゆる裏負担)についての地方債の措置については、まちづくり交付金と同じ地方債を要求中(教育・福祉施設等整備事業債 充当率：政令指定都市 70%、その他の市町村 75%)。

7. 平成 19 年度予算額(政府案)

200 百万円(国費ベース)

Ⅲ. 対象事業の詳細内容等

1. 事業計画の作成について

本事業を実施する上で不可欠となる事業計画を作成するもの。

計画作成自体のほか、作成に当たって必要となる調査(地区の景観の現況把握等)、地区住民の啓発(専門家の招聘による勉強会の実施等)、合意形成を得るための取組(事業計画に関する説明会の開催等)も対象。

※ 採択に当たり、あらかじめ

- ・ 必須事業を行う見込みがあること
- ・ 必須事業の対象となる建造物又は樹木が、現に景観重要建造物又は景観重要樹木であるか、事業主体となる市町村がその指定を行うとしているものであること

の要件を満たすことが必要。

なお、事業計画には、必須事項として

- ・ 事業地区の位置、区域及び面積
- ・ 事業地区の景観形成・活用の方針及び目標
- ・ 事業地区の景観形成・活用事業の全体計画
- ・ 事業地区の景観形成・活用事業の個別内容
- ・ 事業期間
- ・ その他必要な事項

を定めることとなる。

2. 必須事業について

本事業の実施に当たり、必ず実施する必要がある事業であり、次のいずれか一つを指す。なお、一地区について、複数を組み合わせることも可能(例. 景観重要建造物を買取り、その後修理)。

- ・ 景観重要建造物の修理、買取又は移設
- ・ 景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置又は買取

※ 採択に当たり、

- ・ 事業計画に位置付けがあること
- ・ 事業の対象となる建造物又は樹木が、現に景観重要建造物又は景観重要樹木であるか、事業主体となる市町村がその指定を行うとしているものであること
- ・ 事業の実施が、交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化に効果があると認められること
- ・ 関係者の連携、協力のもとに事業の実施がなされるものであること

の要件を満たすことが必要。

(1) 景観重要建造物の修理、買取又は移設

景観重要建造物の滅失防止のために、修理、買取又は移設を行うもの。

修理には耐震改修も含む。また、一般公開を行うもの(民間所有である場合には、事業主体となる市町村との間で、その旨を記した協定を締結しているもの)については、内装も対象。

買取又は移設においては、最小限必要な土地(敷地)購入を含む。

(2) 景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置又は買取

景観重要樹木の滅失防止のために、枯損・倒伏防止措置又は買取を行うもの。

買取においては、最小限必要な土地(敷地)購入を含む。

3. 選択事業について

必須事業と併せて行う必要のある事業であり、以下のとおりとなっている。一地区について、複数を実施したり、逆に実施しないことも可能。

- ・ 景観重要建造物の外観修景
- ・ 建築物及び工作物等に係る景観の阻害要因の解消
- ・ 良好な景観を活用し、交流人口の拡大を図る施設の整備
- ・ 公共公益施設の高質化
- ・ 良好な景観の形成及びその活用を推進する観点から行う各種活動

※ 採択に当たり、上記2. の必須事業に関する要件のほか、

- ・ 事業計画に位置付けがあること
- ・ 事業の実施が、必須事業の効果を高め、交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化に一層の効果をもたらすと認められること
- ・ 関係者の連携、協力のもとに事業の実施がなされるものであること

の要件を満たすことが必要。

(1) 景観重要建造物の外観修景

景観重要建造物の外観修景を行うもの。

必須事業となる景観重要建造物の修理等と併せて実施することを想定。

建造物本体のみならず、建造物に付帯し、屋外に露出している空調、冷暖房設備等の各種設備、看板等の屋外広告物の除却、隠蔽その他の景観面からの改善、また、建造物の敷地にある門、塀、柵や照明等の景観面からの改善を含む。

(2) 建築物及び工作物等に係る景観の阻害要因の解消

建築物又は工作物の外観修景又は除却、看板等の屋外広告物の外観修景、除却又は集約化(「集約化」とは、新たに共同広告板を設置し、これまでであった複数の看板をまとめて掲示することを指す)堆積物件の外観修景又は除却、電線類の無電柱化を行うもの。

必須事業の対象となった景観重要建造物等の周囲や隣接地等で実施することを想定。

除却については、除却後に同様の物件が設置されることのないよう、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定前に策定される景観計画において、適切なルールづくりを行うことが必要。また、通常、外観修景のほうが安価であることから、執行に当たり、除却とした理由を整理することが必要。

建築物又は工作物の外観修景については、上記(1)と同じく、本体のみならず、これらに付帯し、屋外に露出している各種設備、屋外広告物の除却、隠蔽その他の景観面からの改善、また、これらの敷地にある門、塀、柵や照明等の景観面からの改善を含む。

堆積物件の外観修景については、当該物件自体でなく、目隠しのための植栽等敷地において実施される景観面からの改善を含む。

電線類の無電柱化については、道路区域において道路附属物となるものは対象外。

(3) 良好な景観を活用し、交流人口の拡大を図る施設の整備

必須事業の対象となった景観重要建造物等に関し、その交流人口拡大効果を十分に発揮させるために有用な施設の整備を行うもの。

具体的には、案内施設(観光案内所等)、案内標識(観光案内板等)、交流施設(地区住民と来訪者のふれあいの場となる集会所等)、休養施設(四阿等の休憩所、公衆便所、ポケットパーク等)、体験・学習施設(民俗博物館、歴史資料館等)、ライトアップ施設及び駐車場の整備等が該当。

これら施設の整備に当たっては、土地(敷地)購入は含まない。

(4) 公共公益施設の高質化

公的空間の景観向上を図るものであり、具体的には、道路や通路、広場等における舗装の美装化、植栽、花壇の設置、せせらぎの整備、景観に配慮したストリートファニチャー、モニュメントの設置等が該当。

必須事業の対象となった景観重要建造物等の周囲や隣接地等で実施することを想定。

これら施設の高質化に当たっては、土地(敷地)購入は含まず、景観向上を図る観点から行われるグレードアップ分のみが対象。

(5) 良好な景観の形成及びその活用を推進する観点から行う各種活動

必須事業の対象となった景観重要建造物等の適切かつ効果的な保全活用やこれら建造物等を核としたさらなる景観形成活動の拡がり(これによる交流人口の一層の拡大を通じた地域振興・活性化の進展)に結び付くようなソフトの取組を行うもの。

具体的には、景観形成に係る活動(まちづくりセミナーの実施等地区住民の啓発や研修、地区の積極的な景観形成を牽引する人材の育成、地場産材の育成や伝統工法の継承等景観材料の製作に係る技術者養成等)、景観活用に係る活動(良好な景観を活用した観光イベントの実施等)が該当。

IV. その他(事業執行上の手続き)

本事業は、本省が予算配分を行う。

そのため、当分の間、新規採択に係るヒヤリングについては、本省において直接に実施する。

他方、交付申請の審査から完了検査に至る事務については、各ブロックの地方整備局(建政部；ただし、北海道は北海道開発局(事業振興部)、沖縄は沖縄総合事務局(開発建設部))が行うこととなる。

* 今般の国庫補助要望に係る調書提出以降の当面のスケジュールについては、本文書の末尾にある「今後の当面のスケジュールと執行手続き等」を参照のこと。

今後の当面のスケジュールと執行手続き等について

- | | |
|---------------|--|
| 2月28日 | 要望の受付開始(調書等発送)[本省→都道府県・政令指定都市→市町村] |
| 3月9日 | 本省ヒヤリング日程の提出 [市町村→都道府県・政令指定都市→本省] |
| 3月16日 | 要望調書A～C及び景観・活用事業計画(案)の提出 [市町村→都道府県・政令指定都市→本省] |
| 3月22日 ～30日 | 本省ヒヤリング[市町村→本省] (配分・示達作業) |
| 4月中旬 | 景観形成・活用事業計画の承認[本省→地方整備局等→市町村] 予算内示[本省→地方整備局等→市町村] |
| 4月下旬～ | 交付申請の受付、審査、決定[市町村→地方整備局等] |

事業対象地域となる国土交通大臣が同意した外客誘致法に基づく外客来訪促進地域の該当市町村一覧

I 計画単位

平成19年1月9日現在

| テーマ地区名 | 都道府県名 | 市 | 町 | 村 | |
|------------------------|---|---|--|---|--|
| 北海道地区 (35市130町15村) | 北海道 全市町村 | 全市町村 | | | |
| 北海道地区 (28市11町6村) | 青森県 (9市8町2村) 岩手県 (10市3町2村) 秋田県 (9市2町1村) | 青森市 弘前市 八戸市 黒石市 五所川原市 十和田市 三好市 むつ市 平川市 盛岡市 宮古市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 釜石市 八幡平市 奥州市 秋田市 旭川市 雄物山 横手市 大館市 男鹿市 鹿角市 雄勝市 北秋田市 仙北市 | 外が浜町 錦ヶ沢町 深浦町 大館町 中泊町 大戸町 雫石町 平泉町 岩泉町 小坂町 藤井町 | 西目黒村 佐井村 滝沢村 田野畑村 大森村 | |
| 南東北地区 (18市13町2村) | 宮城県 (5市4町) 山形県 (8市2町) 福島県 (2市4町2村) 栃木県 (3市0町) | 仙台市 塩竈市 白石市 多賀城市 気仙臺市 山形市 米沢市 鶴岡市 酒田市 寒河江市 金沢若松市 喜多方市 南陽市 宇都宮市 日光市 那須塩原市 | 蔵王町 松島町 セツ浜町 利根町 酒川町 高島町 下郷町 鶴岡町 喜苗代町 会津美里町 益子町 茂木町 那須町 | 北塩原村 遠川村 | |
| 上信越地区 (38市14町11村) | 群馬県 (7市6町6村) 新潟県 (16市5町) 長野県 (12市6町4村) | 前橋市 高崎市 桐生市 沼田市 渋川市 藤岡市 みどり市 新潟市 長岡市 上越市 三条市 柏崎市 新潟市 小千谷市 十日町市 村上市 蒲原市 妙高市 佐渡市 阿賀野市 島原市 南魚沼市 長野市 松本市 上田市 諏訪市 駒ヶ根市 小諸市 茅野市 大町市 佐久市 塩田町 千曲市 安曇野市 | 下仁田町 中之条町 長野原町 草津町 東吾妻町 みなかみ町 清沢町 出雲崎町 阿賀町 桂井沢町 立科町 波田町 山ノ内町 飯綱町 碓氷井町 栄町 神崎町 九十九里町 芝山町 大多喜町 | 富士見村 越後村 六合村 高山村 川場村 赤塚村 白鳥村 小谷村 高山村 野沢温泉村 | |
| 关東・千葉圏地区 (51市12町1村) | 茨城県 (27市4町1村) 千葉県 (24市8町) | 水戸市 日立市 土浦市 古河市 結城町 龍ヶ崎町 下妻市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 鹿嶋市 守谷市 筑西市 霞取市 かつみやま町 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 桜川市 常総市 石岡市 千葉市 鎌子市 市川市 船橋市 船山市 木更津市 野田市 香取市 成田市 佐倉市 旭市 柏市 藤原市 市原市 我孫子市 鴨川市 君津市 富津市 津安市 桂ヶ崎町 富里市 南房総市 いすみ市 | 大洗町 城里町 大子町 羽見町 西ヶ井町 栄町 神崎町 九十九里町 芝山町 大多喜町 御宿町 鹿野町 | 東栗村 | |
| 東京都地区 (29区26市8町8村) | 東京都 全市区町村 | 全市区町村 | | | |
| 富士箱根伊豆地区 (20市9町3村) | 神奈川県 (4市2町) 山梨県 (8市1町3村) 静岡県 (10市8町) 岐阜県 (8市1町) 静岡県 (9市1町) | 横浜町 鎌倉市 藤沢市 小田原市 甲府市 富士吉田市 山梨市 北杜市 笛吹市 静岡市 静岡市 三島市 伊東市 富士市 静岡市 静岡市 下田市 裾野市 伊豆市 岐阜市 岐阜市 大垣市 高山市 中津川市 美濃加茂市 静岡市 静岡市 浜松市 島田市 豊田市 掛川市 | 箱根町 湯河原町 富士河口湖町 真伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 小山町 新居町 | 忍野村 山中野村 湯沢村 白川村 | |
| 東海地区 (30市4町1村) | 岐阜県 (8市1町) 愛知県 (9市1町) 三重県 (7市2町) | 岐阜市 岐阜市 岐阜市 岐阜市 岐阜市 豊田市 豊田市 豊田市 豊田市 豊田市 津市 伊勢市 松坂市 桑名市 桑名市 鳥羽市 志摩市 | 南知多町 笠原町 南伊勢町 | | |
| 北陸地区 (27市11町) | 富山県 (9市2町) 石川県 (10市5町) 福井県 (9市4町) | 富山市 富山市 高岡市 魚津市 永見市 清川市 富山県 富山県 富山県 富山県 富山県 金沢市 七尾市 小松市 輪島市 珠洲市 加賀市 羽咋市 白山市 白山市 白山市 福井市 福井市 福井市 福井市 福井市 | 上市町 立山町 野々市町 穴水町 志賀町 宝達志水町 能登町 永平寺町 越前町 若狭町 南越前町 | | |
| 関西地区 (53市24町1村) | 三重県 (8市3町) 滋賀県 (10市2町) 京都府 (10市3町) 兵庫県 (15市4町) 奈良県 (6市6町1村) 和歌山県 (3市7町) 徳島県 (4市) | 上野市 名張市 鳥取市 藤野市 松阪市 大津市 彦根市 長浜市 近江八幡市 東近江市 彦根市 彦根市 彦根市 彦根市 彦根市 京都市 宇治市 八幡市 京田辺市 亀岡市 綾部市 綾部市 福知山市 舞鶴市 西宮市 神戸市 尼崎市 伊丹市 宝塚市 西宮市 明石市 加古川市 姫路市 赤穂市 洲本市 墨江町 たつの市 淡路市 南あわじ市 養父市 奈良市 大和郡市 天理市 橿原市 桜井市 和歌山市 和歌山市 和歌山市 和歌山市 徳島市 徳島市 徳島市 徳島市 | 安土町 日野町 木津町 精華町 大山崎町 上郡町 依用町 新温泉町 養父町 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 百舌町 高野町 白濱町 上富田町 すさみ町 牟本町 那智勝浦町 太地町 | 明日香村 | |
| 大阪府地区 (20市9町1村) | 大阪府 全市町村 | 全市町村 | | | |
| 瀬戸内地区 (20市4町) | 広島県 (10市1町) 山口県 (8市2町) 愛媛県 (2市1町) | 広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 庄原市 廿日市市 江田島市 下関市 宇部市 山口市 萩市 防府市 徳島市 長門市 柳井市 松山市 今治市 | 神石高原町 美濃町 秋芳町 砥部町 | | |
| 瀬中四国地区 (22市11町) | 鳥取県 (2市3町) 島根県 (4市2町) 岡山県 (6市1町) 香川県 (7市4町) 高知県 (4市1町) | 米子市 境港市 松江市 出雲市 安来市 雲南市 岡山市 倉敷市 津山市 真庭市 美作市 高松市 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 高松市 高松市 高松市 高松市 高知市 南国市 香美市 香南市 | 湯梨原町 三朝町 大山町 東出雲町 斐川町 鏡野町 小豆島町 土庄町 琴平町 多度津町 いの町 | | |
| 九州地区 (61市19町3村) | 福岡県 (8市) 佐賀県 (8市2町) 長崎県 (6市) 熊本県 (11市4町3村) 大分県 (11市2町) 宮崎県 (6市6町) 鹿児島県 (11市6町) | 福岡市 北九州市 久留米市 柳川市 筑紫野市 太宰府市 朝倉市 宇佐市 佐賀市 唐津市 伊万里市 武雄市 藤原市 多良木市 神埼市 桂野市 長崎市 佐世保市 島原市 平戸市 対馬市 熊本市 鹿屋市 玉名市 山鹿市 菊池市 水原市 宇城市 宇城市 阿蘇市 天草市 上栗原市 大分市 別府市 中津市 日田市 佐伯市 臼杵市 豊後高田市 杵築市 宇佐市 竹田市 宮崎市 九州市 日南市 串間市 西郷市 鹿児島市 指宿市 西之表市 阿久根市 出水市 鹿児島市 日置市 鹿児島市 伊佐市 志布志市 | 有田町 皆野ヶ里町 西原村 南阿蘇村 彦山村 日田町 九重町 北郷町 綾町 南郷町 高千穂町 美郷町 知覧町 中津子町 南津子町 上屋久町 屋久町 天城町 | | |
| 沖縄地区 (11市11町19村) | 沖縄県 全市町村 | 全市町村 | | | |

※ 市町村合併が行われた自治体については、都道府県における「外客来訪促進計画」が変更されるまでは指定された市町村を含む合併後の市町村が指定されているものとして運用

景観まちづくり学習推進のための モデルプログラム作成事業 実践モデル校募集要項

～景観まちづくり学習の取組促進に向けて～

国土交通省都市・地域整備局都市計画課景観室では、良好な景観形成の推進のためには、景観に関心を持ち、その形成を自らの課題と考えることのできる人材の育成が必要であり、良好な景観(形成)に関する意識の啓発、知識の普及等を目的とした「景観まちづくり学習」が重要であるとの視点から、現在、文部科学省の協力も得て、当該取組の促進についての調査研究を進めています。

今回、その一環として、学校教育で活用できる「景観まちづくり学習」のモデルプログラム(題材)の検証にご協力いただける実践モデル校を募集します。

平成19年2月

国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課 景観室

I 景観まちづくり学習推進のためのモデルプログラム作成事業について

1. 事業の趣旨・目的

平成17年6月に景観法が全面施行され、国土交通省においても、同法の基本理念及び責務を踏まえ、良好な景観形成に係る取組を支援する各種措置を講じておりますが、この一環として、良好な景観形成の推進には地域住民等の理解と行動が不可欠であるとの視点から、平成17年度から3箇年をかけて、良好な景観(形成)に関する意識の啓発、知識の普及等を目的とした「景観まちづくり学習」のあり方及びその実践にかかる手法・ツールの整備開発についての調査研究を進めているところです。

特に、標記の「景観まちづくり学習推進のためのモデルプログラム作成事業」(以下、「本事業」という。)については、平成17年度に実施した有識者懇談会での議論の結果を踏まえ、同懇談会委員である小澤紀美子教授(東京学芸大学)を中心としたワーキンググループ(実際の教職員等で構成)のご協力をいただきながら、学校教育での展開を主眼とした小学生向けの「景観まちづくり学習」のモデルプログラム(題材)の検討開発を行っているものですが、この度、モデルプログラム(題材)ができるだけ多くの教育現場において活用されるものとなるよう、内容の充実化を図るため、実践モデル校を募集させていただくことにしました。

実践モデル校においては、素案として作成したモデルプログラム(題材)の使いやすさについて検証いただくとともに、実際の取組結果をフィードバックしていただきます。その結果を最終的なモデルプログラム(題材)の作成等に反映(取組結果について事例として紹介することを含む)し、内容の充実化を図りたいと考えております。

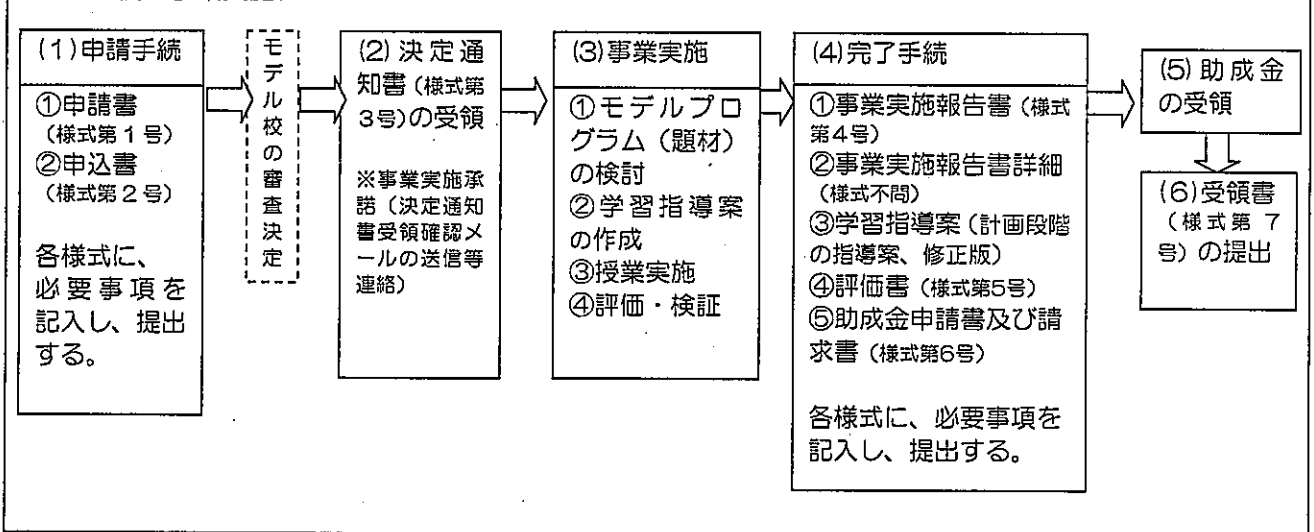
積極的なご応募をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

2. 本事業の概要

- (1) 別添「景観まちづくり学習のススメ!」にあるモデルプログラム(題材)をもとに、授業を実施する。
- (2) 授業実施後に、モデルプログラム(題材)の評価(指定様式による評価書の作成)を行う。
- (3) 実際の取組結果(具体的実施内容)を報告する。

※なお、取組結果の報告後においても、最終的なモデルプログラム(題材)の作成にあたってのヒアリング対応や情報交換会への参加等のご協力をお願いする可能性があります。

モデル校の事業実施フロー



3. 募集数

全国で概ね10校程度。

4. 本事業実施期間

平成19年4月1日～平成19年9月30日

5. 応募条件

次の両方の条件を満たすこと。

- (1) 国内の小学校（国立・公立・私立を問わない）。
- (2) 本事業の趣旨を理解し、良好な景観形成を担う人材育成を考え、積極的にモデルプログラム（題材）の検証を行っていただけたところであること。

6. 事業の実施に対する助成

事業の実施にかかる経費を含め、結果報告までの一連の取組に対する研究活動助成金として、決定の学校ごと一律10万円を支給します。

支払いについては、事業実施報告書等完了手続きが終了した後、「研究活動助成金申請書及び請求書（様式第6号）」により指定された口座に振込みます。

なお、直接経費関係書類の作成は不要ですが、平成21年3月31日までの間、領収書等を保管しておいていただきますようお願い申し上げます。

Ⅱ 応募の手続き

1. 募集内容

(1) 募集対象

国内の小学校（国立・公立・私立を問わない）。

(2) モデル校の選定

全国で概ね10校程度。

(3) 募集期間

平成19年2月19日～3月16日（必着）。

(4) 応募方法

①提出書類

- 「景観まちづくり学習推進のためのモデルプログラム作成事業 応募申請書」（様式第1号）
- 「景観まちづくり学習実施モデル校 申込書」（様式第2号）
- 上記内容に添付が必要な場合、その関係書類一式

※ 応募申請書および申込書は、2月中に国土交通省地域・都市整備局都市計画課景観室のホームページからダウンロードが出来るようになります。

- HPアドレス：国土交通省地域・都市整備局都市計画課景観室

<http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/townscape/index.htm>

②提出部数

- 2部

※ 提出された応募書類一式は返却できませんのでご了承ください。

※ 提出された応募書類一式は選考以外の目的には使用いたしません。

③受付場所・提出先

〒102-0084

東京都千代田区二番町12-12 B.D.A 二番町ビル2階

（財）都市づくりパブリックデザインセンター内

景観まちづくり学習調査事務局（担当：大野）

電話：03-3222-0981 FAX：03-3222-0986

Eメール kyouiku@udc.or.jp

④応募方法

電子メール、郵送、FAXまたは持参とします。

⑤費用の負担

応募に要する経費は応募者の負担とします。

⑥その他

提出された申請書は返却いたしませんので、各学校で控えを保管するようにしてください。

Ⅲ 選考方法

1. モデル校の選考

景観まちづくり学習調査事務局において書類審査を行い、取り組みへの意欲と実現性の高さ等から選考します。

なお、内容等確認が必要な場合は照会させていただくことがあります。

2. 選考結果の通知

選考結果については、平成19年3月下旬までに各応募者に対し書面にて通知します。

3. 選考結果の公表

選考結果については、国土交通省地域・都市整備局都市計画課景観室のホームページにおいて公表します。

▶ HPアドレス：国土交通省地域・都市整備局都市計画課景観室

<http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/townscape/index.htm>

Ⅳ 決定後の手続き

1. 事業決定時の手続き

(1) 決定通知書（様式第3号）受領の連絡。

2. モデル校の活動・事業実施

(1) 授業実施に向けてのモデルプログラム（題材）の検討及び学習指導案の作成。

(2) 景観まちづくり学習授業の実施。

(3) 事業実施報告書等の作成〔学習指導案の評価、検証；上記（1）の修正・校正；実践的プログラムの提案〕。

3. 事業完了時の手続き

(1) 提出書類（事業実施報告書等の作成、提出）

①事業実施報告書（様式第4号）

②事業実施報告書詳細・・・様式不問

③学習指導案（計画段階の指導案、修正版）・・・様式不問（上記2の（1）（3）に該当）

なお、その他授業実施にあたり作成された資料一式の添付をお願いします。

④評価書（様式第5号）

⑤研究活動助成金申請書及び請求書（様式第6号）

〔※参考までに、完了時の報告提出書類（案）を後の完了関係ページに添付しています〕

(2) 提出期限

事業実施終了後1ヶ月以内。

(3) その他

結果報告を受けた後、内容等確認が必要な場合は照会させていただくことがあります。

4. 研究活動助成金受領及び受領後の手続き

研究活動助成金申請書及び請求書（様式第6号）で指定された口座に入金されたことをご確認の上、研究活動助成金受領書（様式第7号）の作成・提出をしていただきます。

V 今後のスケジュール

| <時期> | <内容> |
|------------------------|----------------|
| 平成19年2月19日 | 応募受付 |
| 3月19日 | 応募受付締め切り |
| 3月中旬 | 選考 |
| 3月下旬 | 選考結果通知 |
| 4月～9月 | 事業実施 |
| (事業実施後1ヶ月以内) 実績報告書等の提出 | |
| 平成20年2～3月 | 情報交換会 (実施検討予定) |

※実績報告書等、書類提出期限はモデル事業実施後、1ヶ月以内とする。

VI 問い合わせ先

◆本調査事業の趣旨・内容について

- 国土交通省 都市・地域整備局都市計画課景観室 (担当：舟久保・加納)
- ・住所 〒100-8918
東京都千代田区霞が関2-1-3
 - ・電話番号 03-5253-8111

◆申請書類・受付等事務について

- 景観まちづくり学習調査事務局
- ・住所 〒102-0084
東京都千代田区二番町12-12 B.D.A二番町ビル2階
(財)都市づくりパブリックデザインセンター内
景観まちづくり学習調査事務局 (担当：大野)
 - ・電話番号 03-3222-0981
 - ・FAX 03-3222-0986
 - ・Eメール kyouiku@udc.or.jp